

※【 】内には、申請要領（県内建設業者用）の該当ページを記載しています。

【申請要領P3】

Q1 舗装工事の機械のうち、コンバインドローラーおよびタンデムローラーは、マカダムローラーに含まれるか。

A1 含まれない。

Q2 リース期間中のすべてにおいて「所有」と同視できる程度に独占的使用が認められているリース契約とはどのようなものか。

A2 具体的には次に掲げる事項が契約書に規定されていること。

- ・契約期間中の中途解約が禁止されていること。
- ・契約期間中は、他者への貸出しが禁止されており、契約者のみが独占的に使用できること。
- ・賃借人が賃貸借資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができること。
- ・当該資産の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされていること（日額リースではなく、契約期間のすべてにおいてリース料が発生していること（使用日数単位でリース料金が発生する契約形態は認めない。))。

【申請要領P8】

Q3 健康保険料、厚生年金保険料の未納でないことの証明書については、各年金事務所が発行する社会保険料納入確認書でもよいのか。

A3 原則、社会保険料納入証明書の提出とするが、対象となる証明期間での発行ができない場合は、社会保険料納入確認書でもよい。

Q4 社会保険料納入確認書は下記①でも下記②でもどちらでもよいのか。

①（未納の有無を確認する場合のもの）	②（各月の納入額内訳を確認する場合のもの）
	

A4 どちらでもよい。

Q 5 健康保険、厚生年金保険および雇用保険について審査基準日前2年間に保険料の未納の期間がない旨の証明書（定期申請の場合は令和4年10月分から令和6年9月分まで）は、保険料を払った領収書でもよいか。

A 5 領収書でもよい。

Q 6 雇用保険料に係る証明書は、どこで取得できるのか。

A 6 所管の労働局（福井県においては、福井労働局（春山合庁 福井市春山1丁目1番59号）にて取得すること。ハローワークでは取得できないため注意すること。

（参考）「労働保険料納入に係る証明について（依頼）」の様式については、福井労働局のホームページ（下記アドレス）から取得してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikisyu/_119658.html

Q 7 雇用保険料を労働保険事務組合に委託して納めている場合において、雇用保険の未納でないことの証明書は、労働保険事務組合が発行する証明書でもよいか。

A 7 労働保険事務組合が発行する証明書でもよい。

Q 8 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入が「有」の場合は、審査基準日前2年間に保険料の未納の期間がない旨の証明書（提出書類のNo.10）は提出不要なのか。

A 8 提出は必要である。提出が不要なのは、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、加入の有無が「適用除外」となっている保険についてである。

Q 9 データ送信後に入力誤りがあることに気付いたが、再送信することはできるか。

A 9 申請受付期間内であれば何度でも再送信することはできる。最後に送信されたデータを有効な申請データとする。

再送信する場合は、訂正した項目を含めたすべての項目を入力すること。

Q 10 申請書の印刷や一時保存をする前に電子申請システムの画面をとじてしまったが、どうすればよいか。

A 10 印刷や一時保存をしていなかった場合には、再度データの入力が必要である。

※データの送信をする前に印刷すること。

Q 11 データを送信した後に、送信したことが確認できるメール等は送られてこないのか。

A 11 確認のメール等は送信される。

【申請要領P17】

Q 12 舗装工事施工体制実態調書（様式第5号）に添付するマカダムローラーおよびタイヤローラーの特定自主検査記録表は、申請書類提出日までに検査を受けたものでよいか。

A 12 よい。

Q 13 マカダムローラーおよびタイヤローラーは車検を受ける必要はあるのか。

A 13 運輸局に確認するとともに、工事の施工にあたり車検が必要になる場合があるので、法令を順守すること。

Q 1 4 舗装工事および法面処理工事の資格審査の提出書類から、自社雇用のオペレータを記載する技術者調書が削除されたが、個別の入札参加条件においても、自社雇用のオペレータは要件とされなくなるのか。

A 1 4 個別の入札参加条件においては、引き続き自社雇用のオペレータによる施工を要件とする。

【申請要領P 1 9】

Q 1 5 営業所調査書でチェックすべき事項は、主たる営業所についてのみ行えばよいか。

A 1 5 よい。

【申請要領P 2 4】

Q 1 6 「(5) 事務所内写真（建設業法第 40 条の 3 に規定する帳簿書類の保存状況）」について、保存している書類の分量が多い場合、5 年分であることが分かるように写真を撮ることが難しいがどうすればよいか。

A 1 6 1 枚の写真で 5 年分全部が収まらない場合には、直近の年度分についてのみ、キャビネット等に書類が保存されていることが分かるように撮影すること。

Q 1 7 「(6) 事務所内写真（契約用の印および電子入札用 I C カードの保管状況）」について、印と I C カードを別々のところに保管している場合や社長が常に持ち歩いている場合には、どのように撮影すればよいか。

A 1 7 別々の場所に保管している場合には、1 箇所に集めて 1 枚の写真に収めてください。また、代表者等が持ち歩いている場合には、どのように持ち歩いているのか、その状況が分かるように撮影すること。

【申請要領P 2 7】

Q 1 8 9 月決算のため、経営事項審査を年内に受ける予定ではあるが、結果通知書が申請期間に交付されなかった場合、特別項目点数の算定に係る自己申告書（様式第 7 号）は提出しなくてもよいか。

A 1 8 省略できない。省略した場合には、特別項目点数を付与しない。

経営事項審査の結果通通知書の交付を受けなければ入力できない事項（技術職員数および X 2 点）以外の事項について入力したものを提出すること。

Q 1 9 これまで経常 J V の代表者以外の構成員として資格を受けていたが、経常 J V を解消して単独で申請する場合、経常 J V のときの実績は特別項目点数の加算の対象となるか。

A 1 9 経常 J V としての工事成績、表彰、指名停止等については、単独で申請する場合の特別項目点数の加算の対象となる。

※経常 J V の代表者以外の構成員としての実績は総合評価落札方式で発注する工事の評価点の対象とならない項目があるので、入札にあたっては必ず「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を確認すること。

Q 2 0 I ①の「工事成績」について、定期申請の場合、令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日の間に完成検査を受けたものか、成績評定の通知書を受けたものかどちらが該当するのか。

A 2 0 上記期間の間に完成検査が行われた県発注の工事とする。

Q 2 1 I④イの「40歳未満の技術職員」について、今回の定期申請の場合、審査基準日翌日の令和6年10月2日以降に40歳の誕生日をむかえる者が加点対象になるということでしょうか。

A 2 1 「年齢計算に関する法律」により、年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、10月2日生まれは満40歳未満に含まれない。誕生日が10月3日以降の40歳未満の技術者が加点の対象となる。

Q 2 2 I④エの「機械・運搬具」の価額については、減価償却後の価額（法人の場合に限る。）を記入すればよいのか。

A 2 2 よい。

Q 2 3 IV⑩の「就業体制」について、労働基準監督署の受付印がある就業規則の写しを提出することになっているが、労働基準監督署への届出義務のない事業者はどうすればよいか。

A 2 3 労働基準監督署への届出義務の有無を問わず、受付印が押されたもののみ受け付ける。

Q 2 4 IV⑩の「就業体制」について、労働基準監督署の受付印がある就業規則の写しを提出することになっているが、受付印のある変更届でもよいか。

A 2 4 変更届は以前に労働基準監督署に就業規則の届出を行っていることの確認資料となることから、受付印のある変更届も認める。

Q 2 5 「4週8休」等の休業制度の加点判断はどのように行うのか。

A 2 5 「4週8休」等の休業制度の加点判断は、本店の就業規則を用いて行う。ここでいう8休とは、曜日及び週を固定（例：毎週日曜日、毎月第3水曜日など）した休日が4週に8日あり、かつ祝日法に規定する休日を休日としており、かつ年末年始に2日以上の日があることをいう。

上記の「4週8休」等の定義に該当しない場合は、年間休日数で判断する。

Q 2 6 就業規則に『4週8休』とのみ規定している場合、4週8休で加点申請できるか。

A 2 6 「4週8休」等の定義に該当しないので年間休日数で判断する。

Q 2 7 建設業従事者の雇用人数について加点申請をしようと思うが、31人以上いる場合には、上限である30人で申請し、健康保険証の写しも30人分でよいか。

A 2 7 よい。

Q 2 8 建設業従事者の雇用人数について加点評価を受けられる従事者の範囲を教えてください。

A 2 8 次のとおり。

加点可	加点不可
<ul style="list-style-type: none">・経営事項審査で加点評価を受けた技術職員のうち、その他技術者・建設業に専ら従事する技能労働者・建設業に専ら従事する事務職員	<ul style="list-style-type: none">・経営事項審査で加点評価を受けた技術職員のうち1級技術職員、監理技術者補佐、2級技術職員および登録基幹技能者・建設業以外の兼業事業に専ら従事する職員

Q 2 9 建設業従事者の人数に役員を含めることはできるか。

A 2 9 常勤の役員であれば含めることができる。

Q 3 0 建設業従事者の人数が4人未満でも、そのうち1人が新規学卒者であれば新規学卒者の加
点評価は受けられるのか。

A 3 0 加点可能である。

Q 3 1 IV⑮イの「県と除雪契約を締結している者のうち、自社保有機械（リース保有含む）で除
雪作業を行う者」で加点される除雪機械について、どのような除雪機械が対象になるのか。

Q 3 1 ロータリー除雪車、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ、トラクターショベル、小
型除雪機械、ダンプトラックおよび凍結防止剤散布車を対象とする。

【その他】

Q 3 2 令和5・6年度の資格審査では、A等級の格付け要件として「特定許可を有すること」が
あったが、今回の資格審査では、どの時点で特定許可を有していればよいか。

A 3 2 資格審査の申請期間の末日（今回の定期申請では令和6年12月31日）の時点とする。